

国際課税関係資料

目 次

1. わが国の投資状況と租税条約の意義

投資収益の推移（対全世界ベース）	2
直接投資収益の推移（対全世界及び対米国ベース）	3
証券投資収益の推移（対全世界及び対米国ベース）	4
特許等使用料の推移（対全世界ベース）	5
特許等使用料の推移（対全世界及び対米国ベース）	6
特許等使用料の推移（対全世界及び対アジアベース）	7
特許等使用料の推移（対全世界及び対中国ベース）	8
租税条約の意義	9
わが国の租税条約ネットワーク	10
両国の課税権と国際的二重課税の排除	11

2. 日米租税条約の改正（投資交流促進の観点）

日米租税条約改正の趣旨	13
租税条約による投資交流促進（イメージ）	14
（参考）全世界GDPに占める日米経済（2002年）	15
投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税の大幅な軽減	16
投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税	17
親子会社間配当に対する免税	18
利子に対する新租税条約の適用	19
使用料に対する免税	20
移転価格課税の期間制限	21
移転価格課税	22
（参考）OECD移転価格ガイドライン	23
国内法の実質的な改正等に伴う問題解決のための協議	24
支店利子税	25

支店利子税（イメージ）	26
保険に係る連邦消費税の免除	27
保険に係る連邦消費税	28
両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への対応	29
両国間で課税上の取扱いが異なる事業体（イメージ）	30
課税上の取扱いの異なる事業体の課税関係及び手続（イメージ 1）	31
課税上の取扱いの異なる事業体の課税関係及び手続（イメージ 2）	32
課税上の取扱いの異なる事業体の課税関係及び手続（イメージ 3）	33

3. 日米租税条約の改正（租税回避防止の観点）

租税回避の防止のための特典制限条項	35
特典制限条項（イメージ）	36
特典制限条項の適用（イメージ）	37
特典制限条項の手続（イメージ）	38

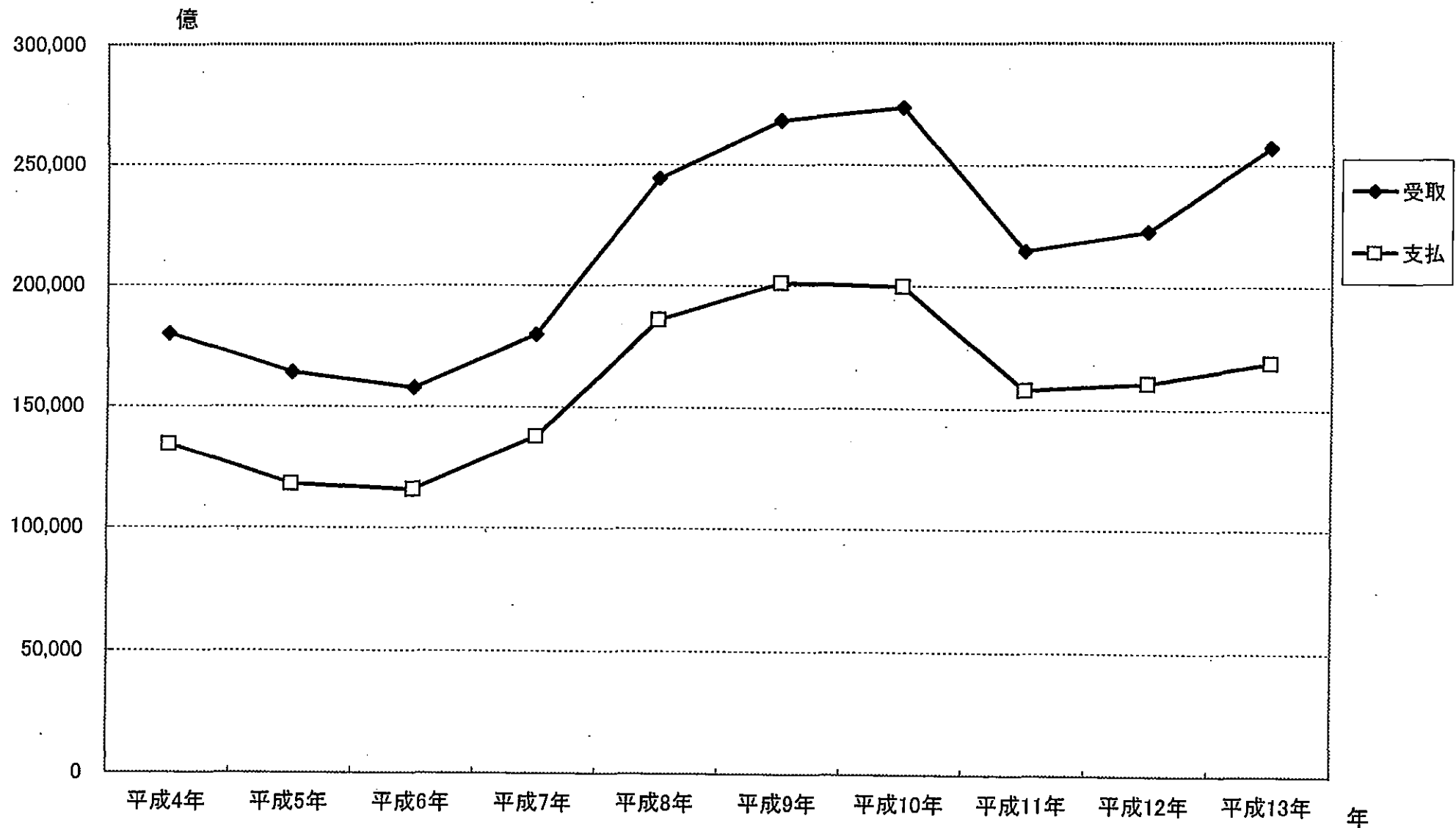
（参考）日米新租税条約における特典制限条項の仕組み	39
濫用防止規定	40
濫用防止規定（イメージ）	41
租税条約における特典制限条項及び濫用防止規定	42
情報交換のための調査権限の創設	43
匿名組合契約を利用した租税回避行為の防止規定	44
匿名組合契約に係る課税関係	45

4. 他国との租税条約等

わが国と主要国との間の租税条約における限度税率	47
わが国と主なアジア諸国との間の租税条約における限度税率	48
みなし外国税額控除（タックス・スペアリング・クレジット）の廃止・縮減	49
わが国の租税条約の締結状況	50
租税条約の今後のあり方について	51

1. わが国の投資状況と租税条約の意義

投資収益の推移（対全世界ベース）



(注1) 計数は、金融経済統計月報(日本銀行)による。

(注2) 「投資収益」は、直接投資収益、証券投資収益及びその他投資収益の合計。

直接投資収益の推移(対全世界及び対米国ベース)

(単位:億円)

年		平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
受取	対全世界	15,866	19,451	16,231	7,036	8,906	20,448	21,069
	対 米 国	4,292	4,300	6,185	6,791	7,662	9,799	7,489
	(シェア)	27.1%	22.1%	38.1%	96.5%	86.0%	47.9%	35.5%
支払	対全世界	3,913	4,808	3,252	2,694	2,825	5,015	6,630
	対 米 国	2,288	2,831	1,246	1,693	1,731	2,273	2,685
	(シェア)	58.5%	58.9%	38.3%	62.8%	61.3%	45.3%	40.5%
収支	対全世界	11,953	14,643	12,979	4,342	6,081	15,433	14,439
	対 米 国	2,004	1,469	4,939	5,098	5,931	7,526	4,804

資料:国際収支統計月報(日本銀行国際局)

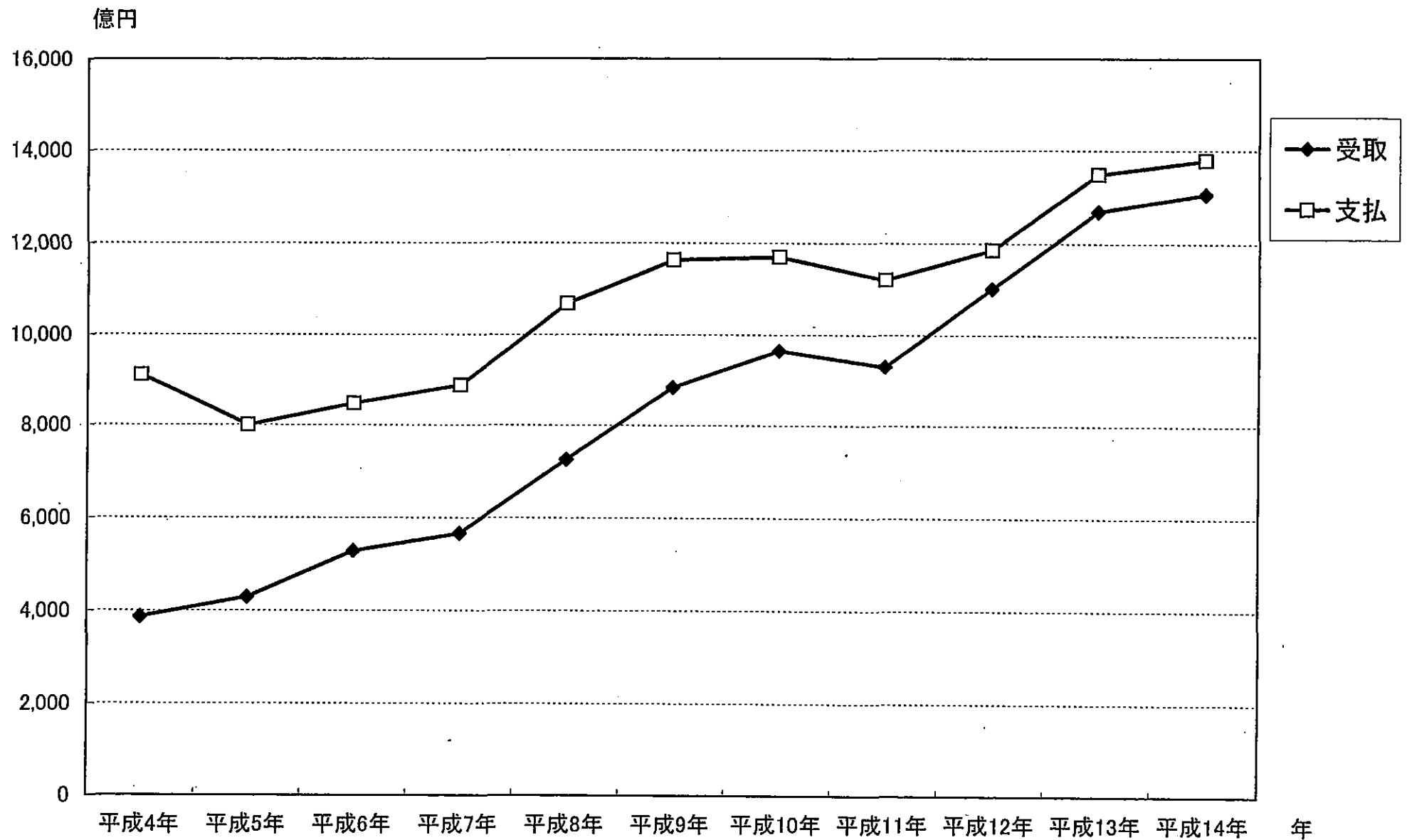
証券投資収益の推移(対全世界及び対米国ベース)

(単位:億円)

年		平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
受取	対全世界	62,038	71,455	69,541	62,445	66,084	76,632	75,761
	対 米 国	27,060	33,528	35,301	29,257	32,146	38,986	36,021
	(シェア)	43.6%	46.9%	50.8%	46.9%	48.6%	50.9%	47.5%
支払	対全世界	18,448	17,978	16,779	13,080	14,960	14,363	12,307
	対 米 国	5,200	4,397	4,682	3,948	3,312	2,721	2,031
	(シェア)	28.2%	24.5%	27.9%	30.2%	22.1%	18.9%	16.5%
収支	対全世界	43,590	53,477	52,762	49,365	51,124	62,269	63,454
	対 米 国	21,860	29,131	30,619	25,309	28,834	36,265	33,990

資料:国際収支統計月報(日本銀行国際局)

特許等使用料の推移（対全世界ベース）



(注) 計数は、金融経済統計月報(日本銀行)による。

特許等使用料の推移(対全世界及び対米国ベース)

(単位:億円)

年		平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
受取	対全世界	7,258	8,840	9,659	9,311	11,024	12,689	13,065
	対 米 国	2,568	3,643	4,349	4,354	5,068	5,649	6,262
	(シェア)	35.4%	41.2%	45.0%	46.8%	46.0%	44.5%	47.9%
支払	対全世界	10,685	11,633	11,706	11,213	11,863	13,490	13,798
	対 米 国	7,778	8,496	8,144	7,693	7,792	8,986	8,795
	(シェア)	72.8%	73.0%	69.6%	68.6%	65.7%	66.6%	63.7%
収支	対全世界	▲3,427	▲2,795	▲2,047	▲1,903	▲839	▲801	▲732
	対 米 国	▲5,209	▲4,854	▲3,795	▲3,338	▲2,723	▲3,336	▲2,532

(注)「特許等使用料」＝居住者・非居住者間の特許権、商標等の工業所有権、鉱業権、著作権などに関する権利の使用料及びライセンス契約に基づくフィルムなどの原本等の使用料の受取・支払額

資料:国際収支統計月報(日本銀行国際局)

特許等使用料の推移(対全世界及び対アジアベース)

(単位:億円)

年		平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
受取	対全世界	7,258	8,840	9,659	9,311	11,024	12,689	13,065
	対 アジア	3,154	3,292	2,846	2,448	3,099	3,131	3,235
	(シェア)	43.5%	37.2%	29.5%	26.3%	28.1%	24.7%	24.8%
支払	対全世界	10,685	11,633	11,706	11,213	11,863	13,490	13,798
	対 アジア	191	273	844	1,012	1,106	1,003	1,067
	(シェア)	1.8%	2.3%	7.2%	9.0%	9.3%	7.4%	7.7%
収支	対全世界	▲ 3,427	▲ 2,793	▲ 2,047	▲ 1,902	▲ 839	▲ 801	▲ 733
	対 アジア	2,963	3,019	2,002	1,436	1,993	2,128	2,168

(注)「特許等使用料」＝ 居住者・非居住者間の特許権、商標等の工業所有権、鉱業権、著作権などに関する権利の使用料及びライセンス契約に基づくフィルムなどの原本等の使用料の受取・支払額

資料:国際収支統計月報(日本銀行国際局)

特許等使用料の推移(対全世界及び対中国ベース)

(単位:億円)

年		平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
受取	対全世界	7,258	8,840	9,659	9,311	11,024	12,689	13,065
	対 中 国	245	268	286	300	353	403	489
	(シェア)	3.4%	3.0%	3.0%	3.2%	3.2%	3.2%	3.7%
支払	対全世界	10,685	11,633	11,706	11,213	11,863	13,490	13,798
	対 中 国	4	15	41	25	18	24	26
	(シェア)	0.0%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
収支	対全世界	▲ 3,427	▲ 2,793	▲ 2,047	▲ 1,902	▲ 839	▲ 801	▲ 733
	対 中 国	241	253	245	275	335	379	463

(注)「特許等使用料」＝ 居住者・非居住者間の特許権、商標等の工業所有権、鉱業権、著作権などに関する権利の使用料及びライセンス契約に基づくフィルムなどの原本等の使用料の受取・支払額

資料: 国際収支統計月報(日本銀行国際局)

租 税 条 約 の 意 義

○ 租税条約の意義

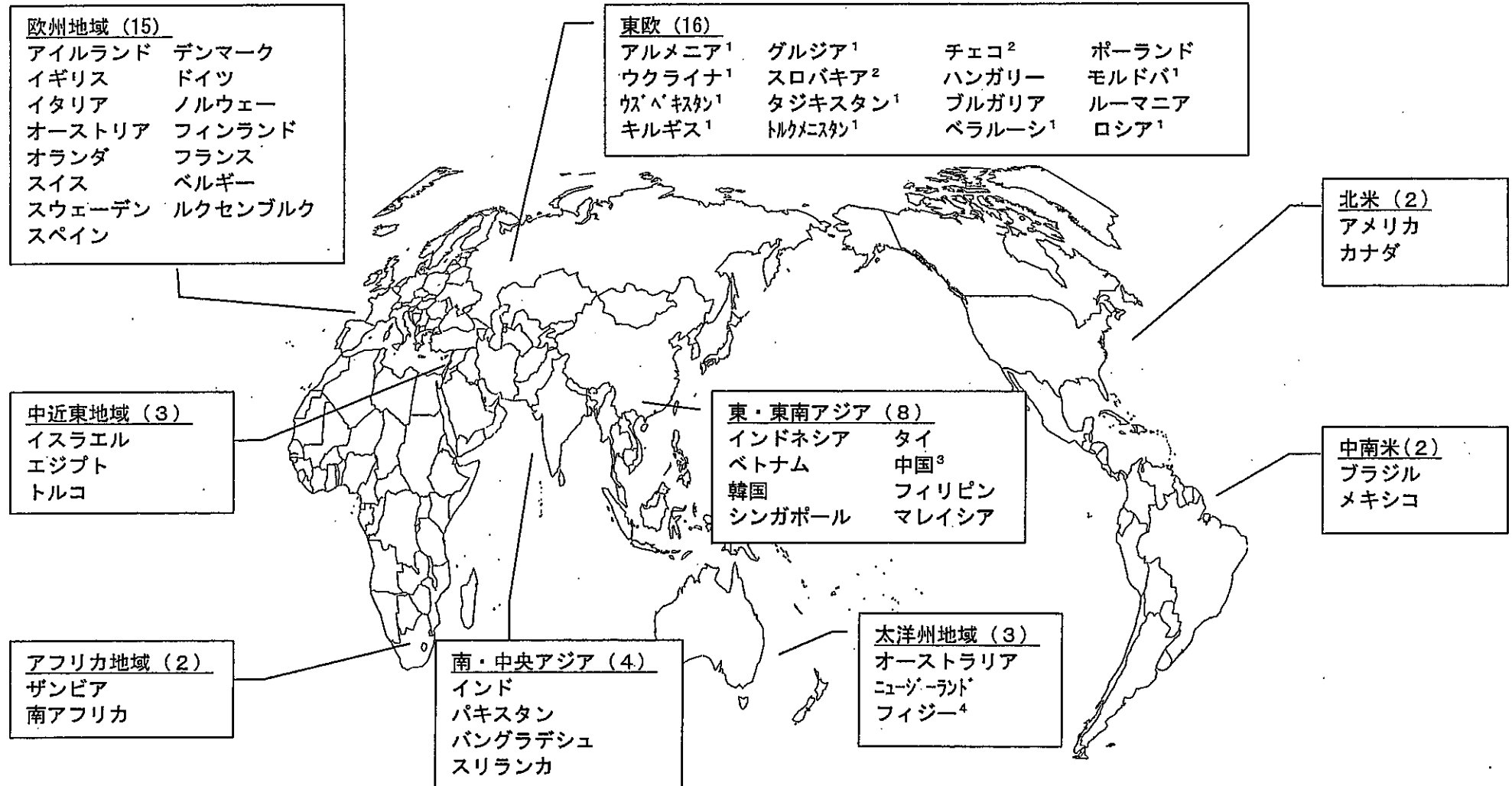
- ・ 国際的な二重課税の排除
- ・ 締約国間の課税権の配分
- ・ 税務当局間の国際協力

○ わが国の租税条約ネットワーク

これまで45の租税条約を締結し、現在55カ国との間で適用がある。
これは、わが国の対外直接投資の80%以上（金額ベース、累計額）を
カバーしている。

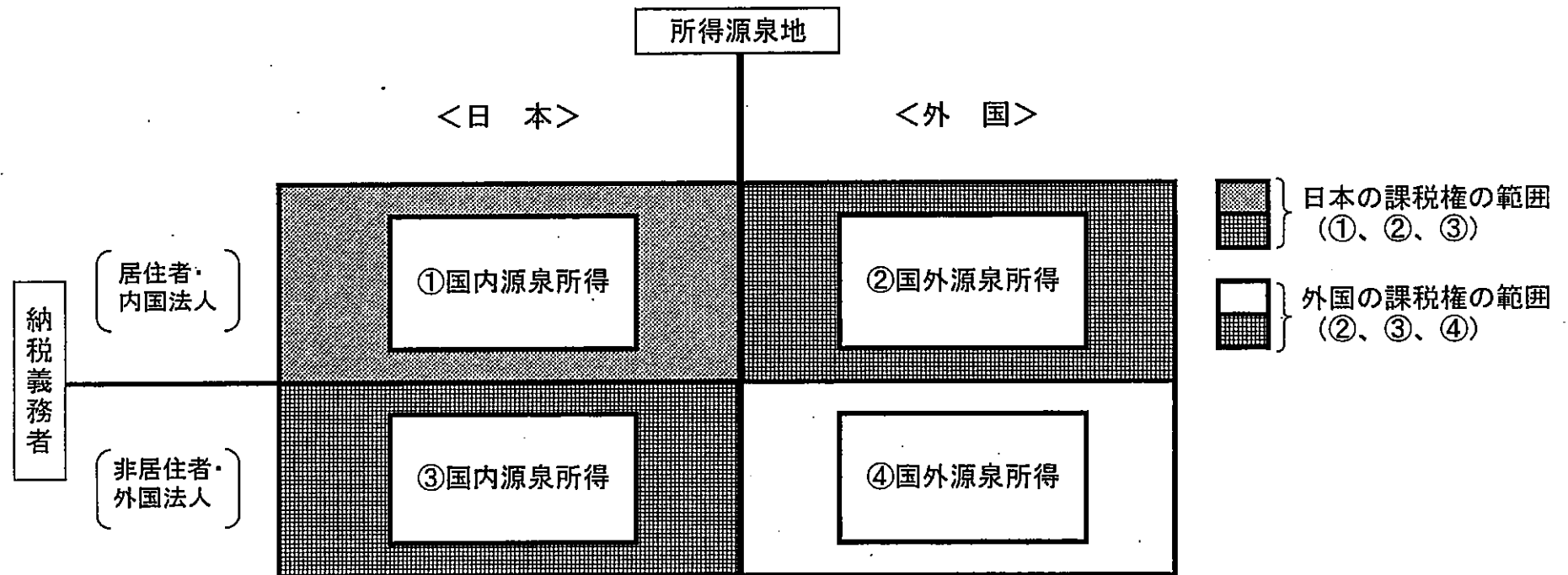
わが国の租税条約ネットワーク

(45 条約、55 カ国適用／平成 15 年 11 月現在)



- (注) 1. 旧ソ連との条約が承継されている。
 2. 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
 3. 香港、マカオには適用されない。
 4. フィジーには旧日英租税条約が承継されている。

両国の課税権と国際的二重課税の排除



<居住者・内国法人の場合>

全世界所得（①＋②）に対して課税

- ・ 資料情報制度の充実、情報交換の活用による国外源泉所得（②）の把握
- ・ 居住地国（日本）としての二重課税の排除は、外国税額控除による。

<非居住者・外国法人の場合>

国内源泉所得（③）に対してのみ課税

- ・ 源泉地国（日本）としての二重課税の排除は、租税条約に基づく軽減・免除による。

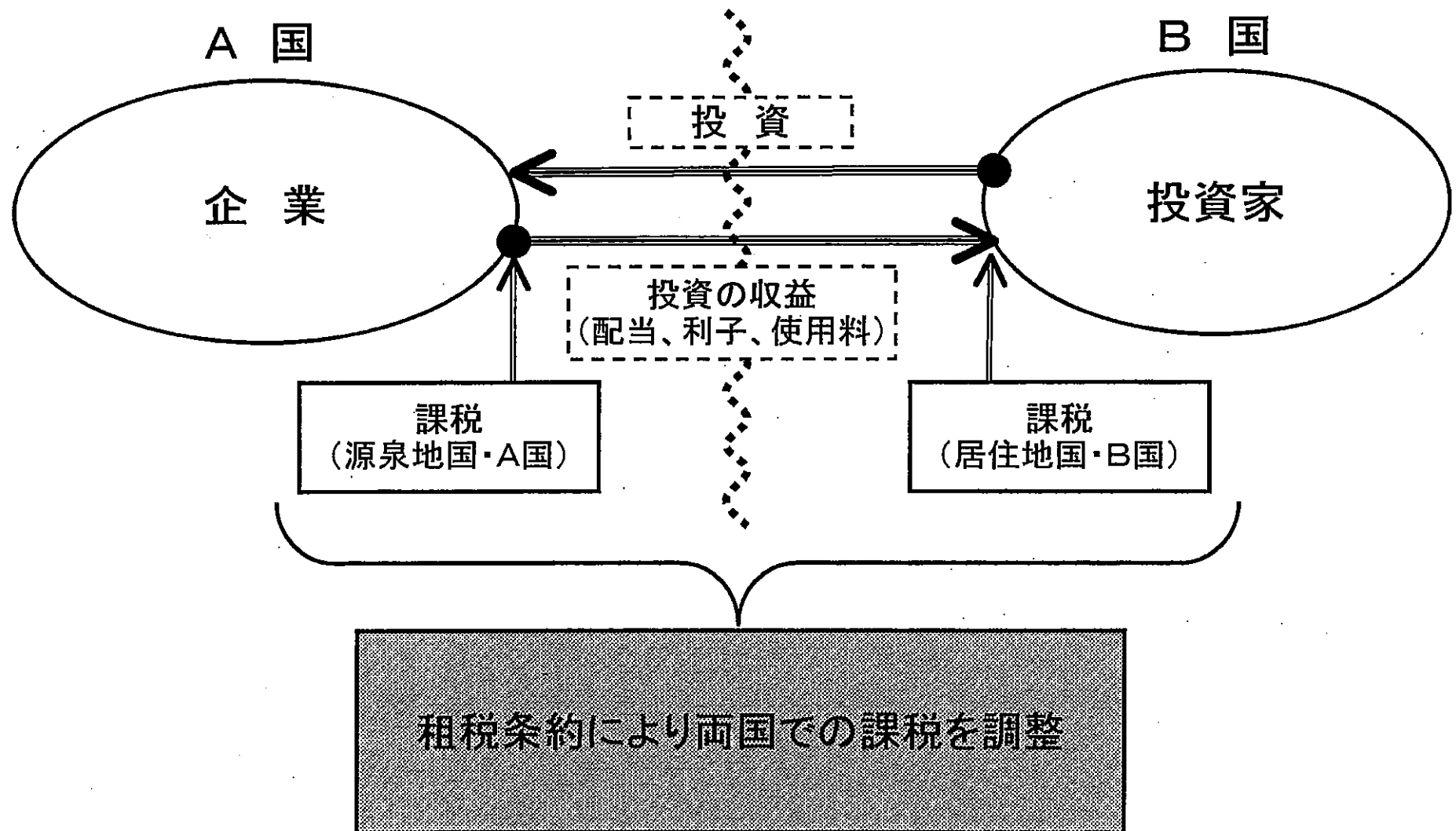
2. 日米租税条約の改正（投資交流促進の観点）

日米租税条約改正の趣旨

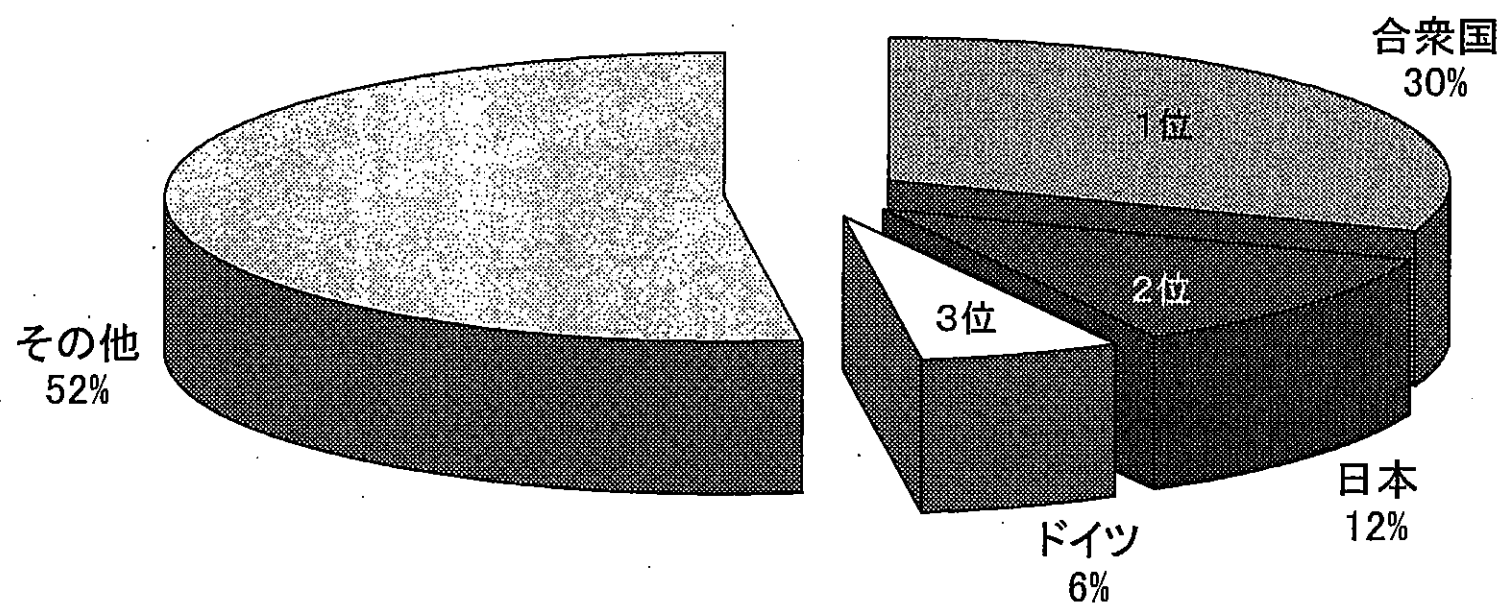
日米新租税条約は、現行日米租税条約の内容を全面的に改めるものであり、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図り、併せて租税回避防止のための措置をとること等を趣旨としている。

具体的には、OECD条約モデルを基本としつつも、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、第三国居住者等の本来日米租税条約の適用が予定されていない者による条約の濫用を防止するための規定等、これまでのわが国の租税条約例にない新しい規定が盛り込まれている。

租税条約による投資交流促進(イメージ)



(参考) 全世界GDPに占める日米経済(2002年)



(注) 世界銀行調べ

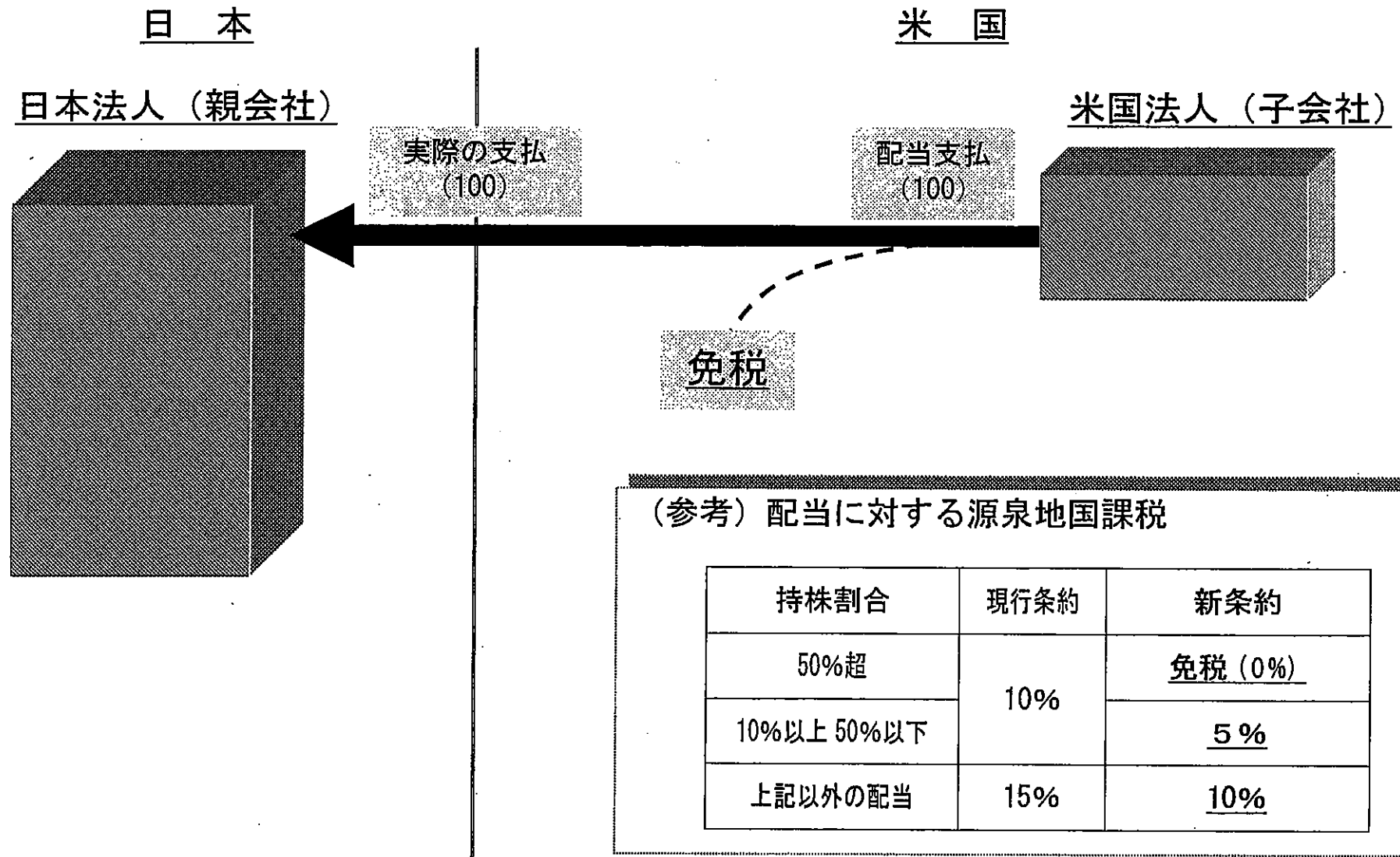
投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税の大幅な軽減

- 日米間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、新条約は、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税を、現行条約よりも大幅に軽減することとしている。
- 日米新租税条約において源泉地国免税としている投資所得
 - 持株割合 50%超の親子会社間配当
 - 金融機関等の受取利子
 - 使用料（著作権や特許権等）

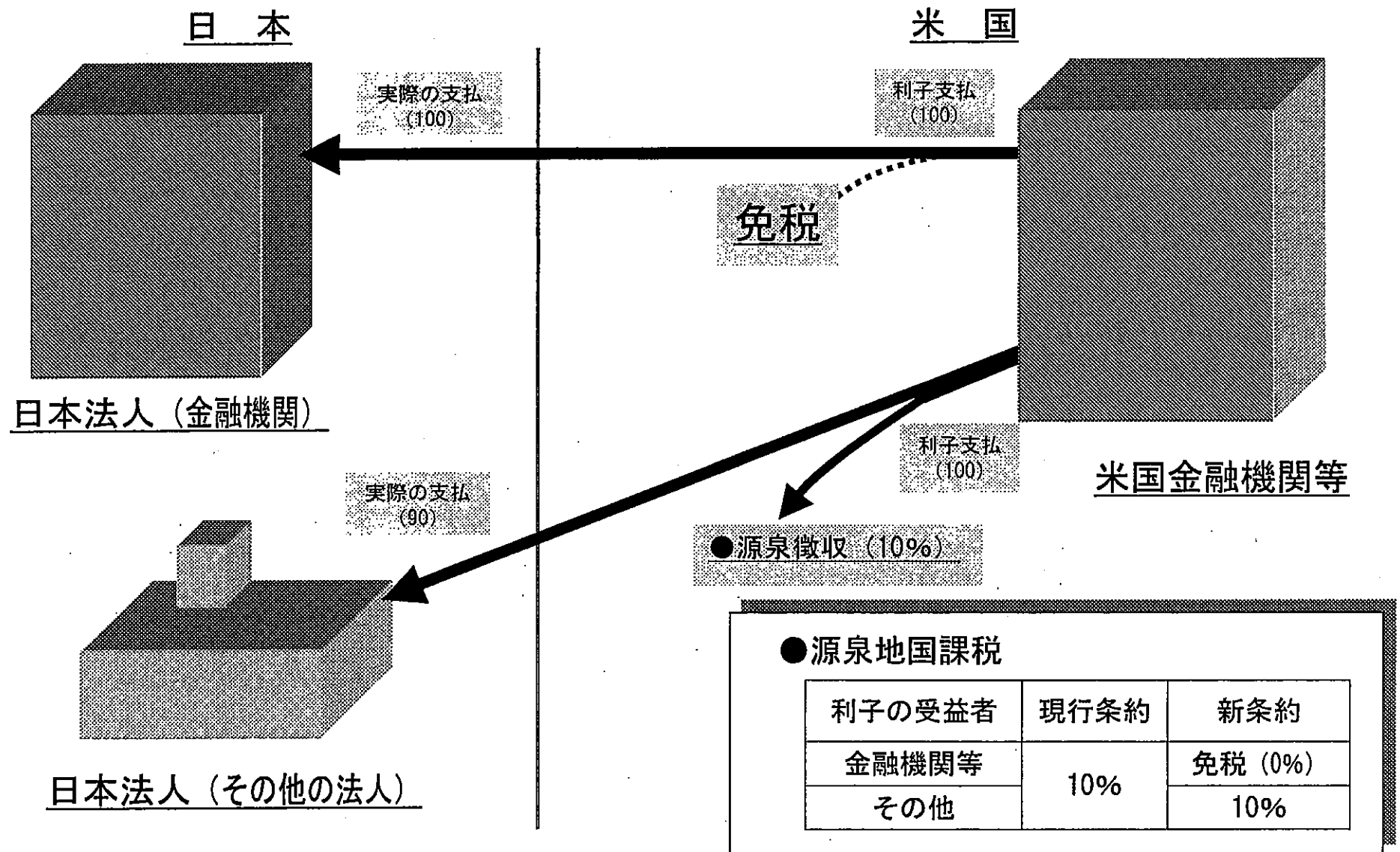
投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税

	現行条約		新条約
配 当	親子会社間配当 (持株割合 10%以上)	10%	免税 (持株割合 50%超)
			5% (持株割合 10%以上 50%以下)
	上記以外の配当	15%	10%
利 子	10%		10% (金融機関等が受け取る利子は免税)
使用料	10%		免税

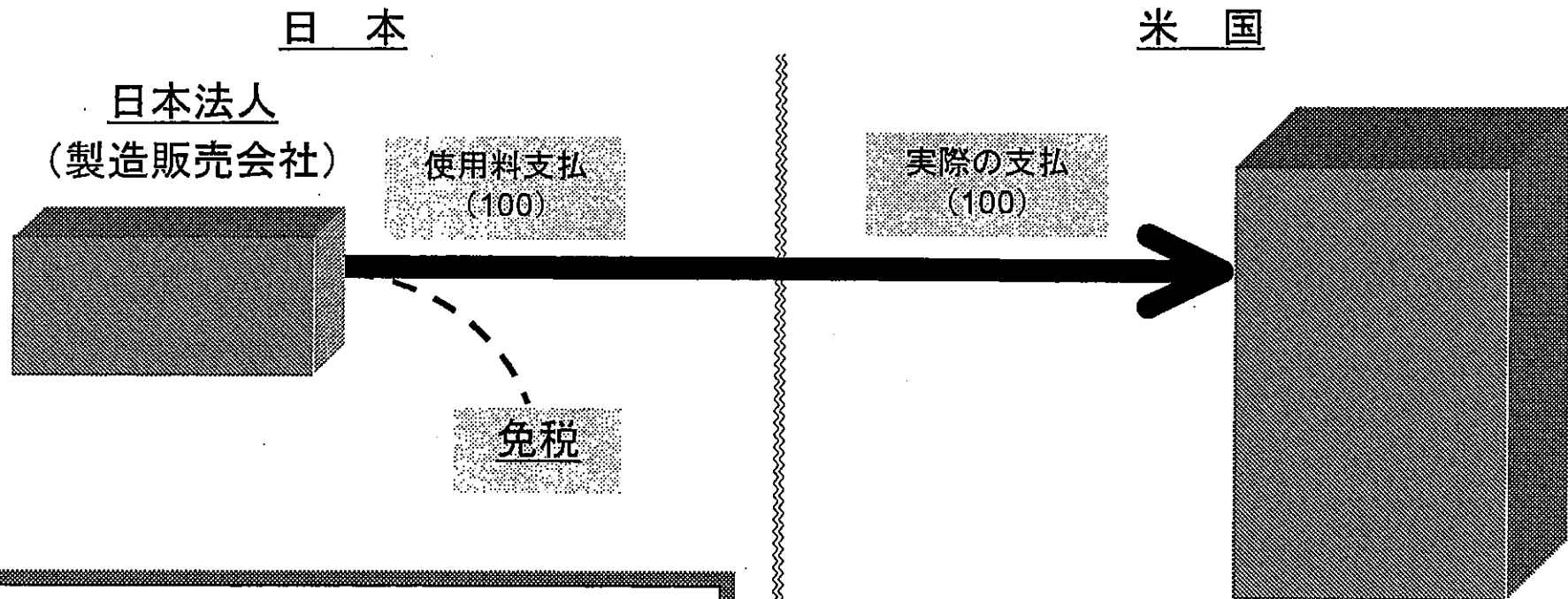
親子会社間配当に対する免税



利子に対する新租税条約の適用



使用料に対する免税



●源泉地国課税

現行条約	新条約
10%	免税 (0%)

※ 使用料は無体財産権への支払
(例) 特許権、商標権、著作権

移転価格課税の期間制限

- 米国は、課税年度終了から長期間が経過した後においても移転価格課税の処分を行うことができることとされており、納税者は関係書類を長期にわたり保存する必要がある。
- このような状況を回避するため、新条約は、移転価格課税の処分に関し条約上の期間制限を設け、課税年度終了時から 7 年以内に調査を開始しない場合には、その処分を行うことができないこととしている。

移 転 価 格 課 税

移転価格課税とは、国外の関連企業との間の取引を通じる所得の国外移転を防止するため、その取引を通常取引価格（独立企業間価格）に引き直して課税する制度

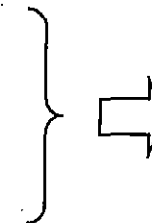
日米新租税条約の内容

- ・ 移転価格課税（独立企業間価格による課税）の容認
- ・ 二重課税排除のための対応的調整（両国間の合意による調整）

● 期間制限

米国 原則：期間制限なし

日本 更正・決定の期限 6 年
(通常の課税の場合 3(5) 年)



課税年度終了時から
7 年以内の調査開始

- 二重課税排除のため、両国はOECD移転価格ガイドラインに従って、調査を行い及び事前価格取決めの審査を行う

(参考) OECD 移転価格ガイドライン

OECD 移転価格ガイドラインは、適切に各国の課税権を配分し、二重課税を回避することを目的として作成されたものである。具体的には、移転価格の算定方法及び移転価格課税問題の解決方法を示し、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図している。

1. 認められている独立企業間価格の算定方法
 - 伝統的な取引基準法
 - ・ 独立価格基準法
 - ・ 再販売価格基準法
 - ・ 原価基準法
 - その他の方法
 - ・ 利益分割法
 - ・ 取引単位営業利益法
2. 移転価格課税に関する紛争の回避及び解決方法（相互協議、事前価格取決め、対応的調整）
 - ① 相互協議とは、租税条約に基づき税務当局間で行う協議のこと
 - ② 事前価格取決めとは、独立企業間価格の算定方法について、税務当局と納税者との間、さらには税務当局間で予め取決めておくこと
 - ③ 対応的調整とは、相互協議の合意に基づき減額更正を行うこと

国内法の実質的な改正等に伴う問題解決のための協議

- 一方の締約国において条約に関連する国内法の改正が行われることにより、条約が前提としていた条件に変更を来たす場合がある。
- 新条約は、このような国内法の改正の結果、条約締結の趣旨が損なわれることがないようにするため、他方の締約国に対して「特典の均衡」を回復するための協議を要請する権限を与えるとともに、要請を受けた一方の締約国は、その要請を受けた後3か月以内に協議を行わなければならないこととしている。

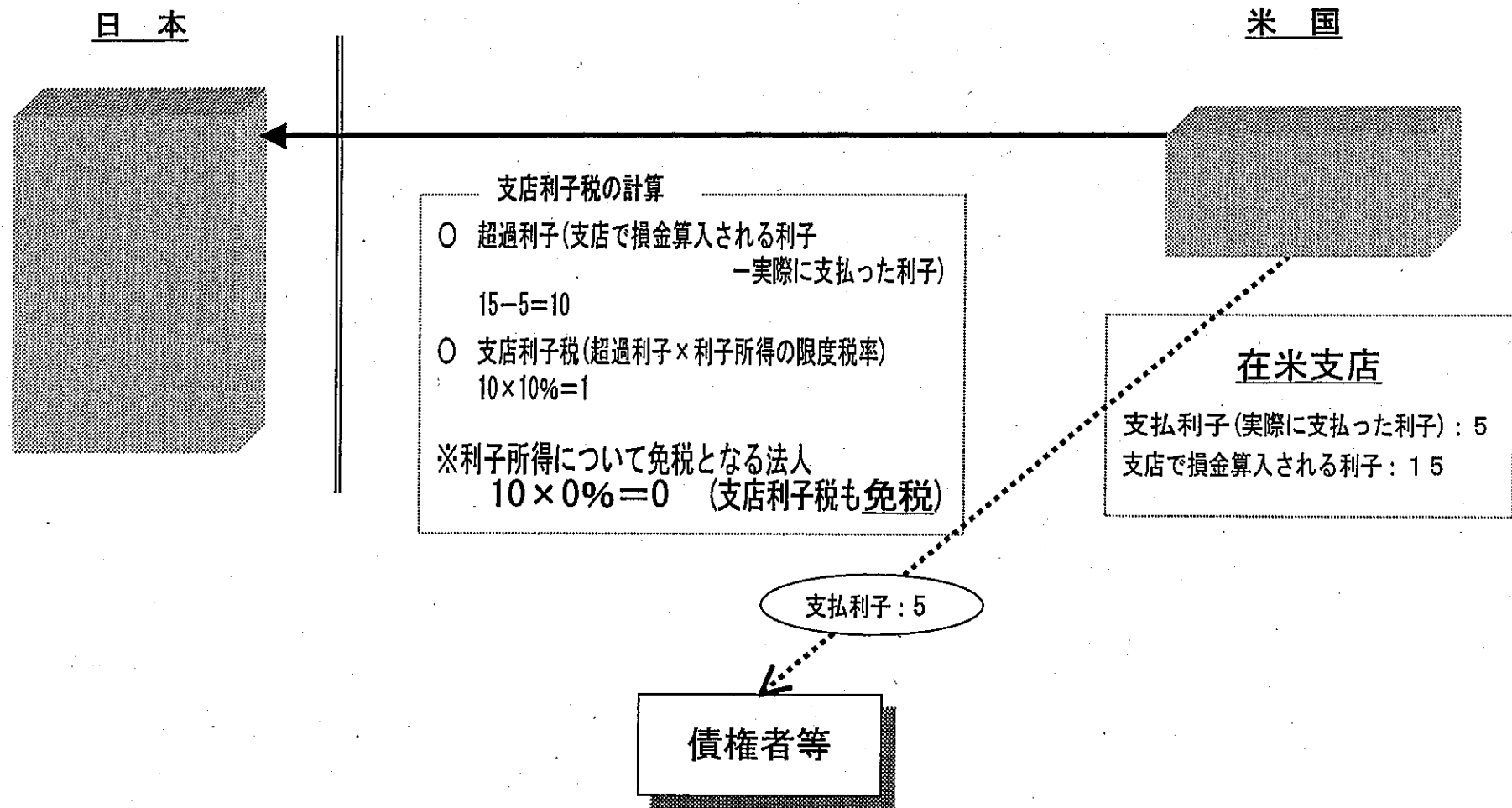
支 店 利 子 税

- 米国は、外国法人の在米支店に対し、通常の連邦所得税のほかに、支店利子税を課している。
- 新条約は、支店利子税を課す場合には、条約上の利子の限度税率を超えてはならないものとしており、わが国の金融機関等は、新条約上、その受取利子について源泉地国において免税となることから、その在米支店に関し、支店利子税は課されないことになる。

【参考】支店利子税

米国は、外国法人の在米支店に対する法人税の課税上損金算入が認められている利子の金額と、当該支店が実際に支払った利子（直接支払利子）の金額との差額に対して 30%の支店利子税を課している。なお租税条約締結国には利子の限度税率が適用される。

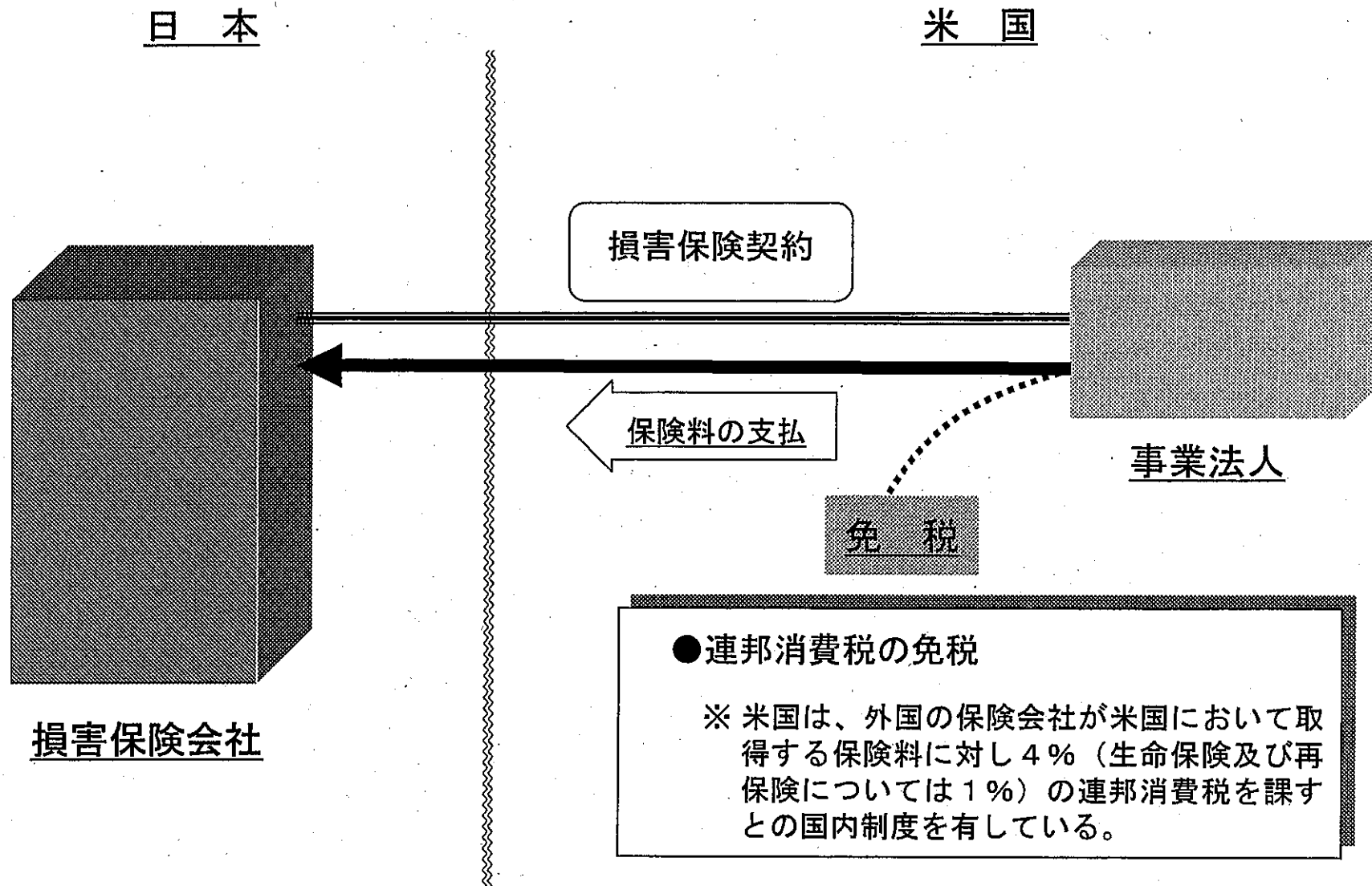
支店利子税 (イメージ)



保険に係る連邦消費税の免除

- 米国は、自国の保険会社の競争力を確保する観点から、外国の保険会社が米国において取得する保険料に対し、4%（生命保険及び再保険について1%）の連邦消費税を課している。
- 新条約は、所定の条件が満たされる場合には、わが国の保険会社が米国において取得する保険料に対してこれを課してはならないものとしている。

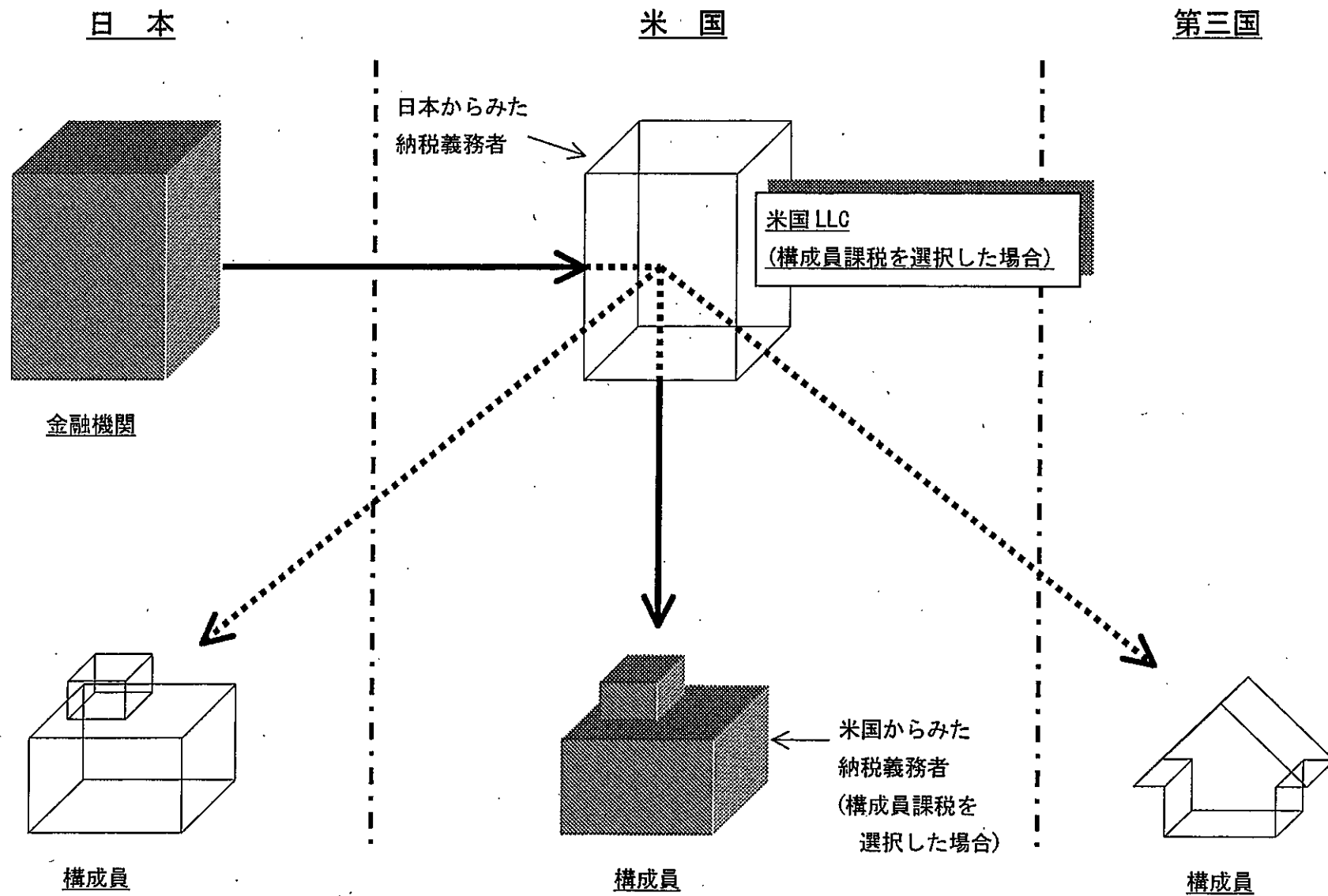
保険に係る連邦消費税



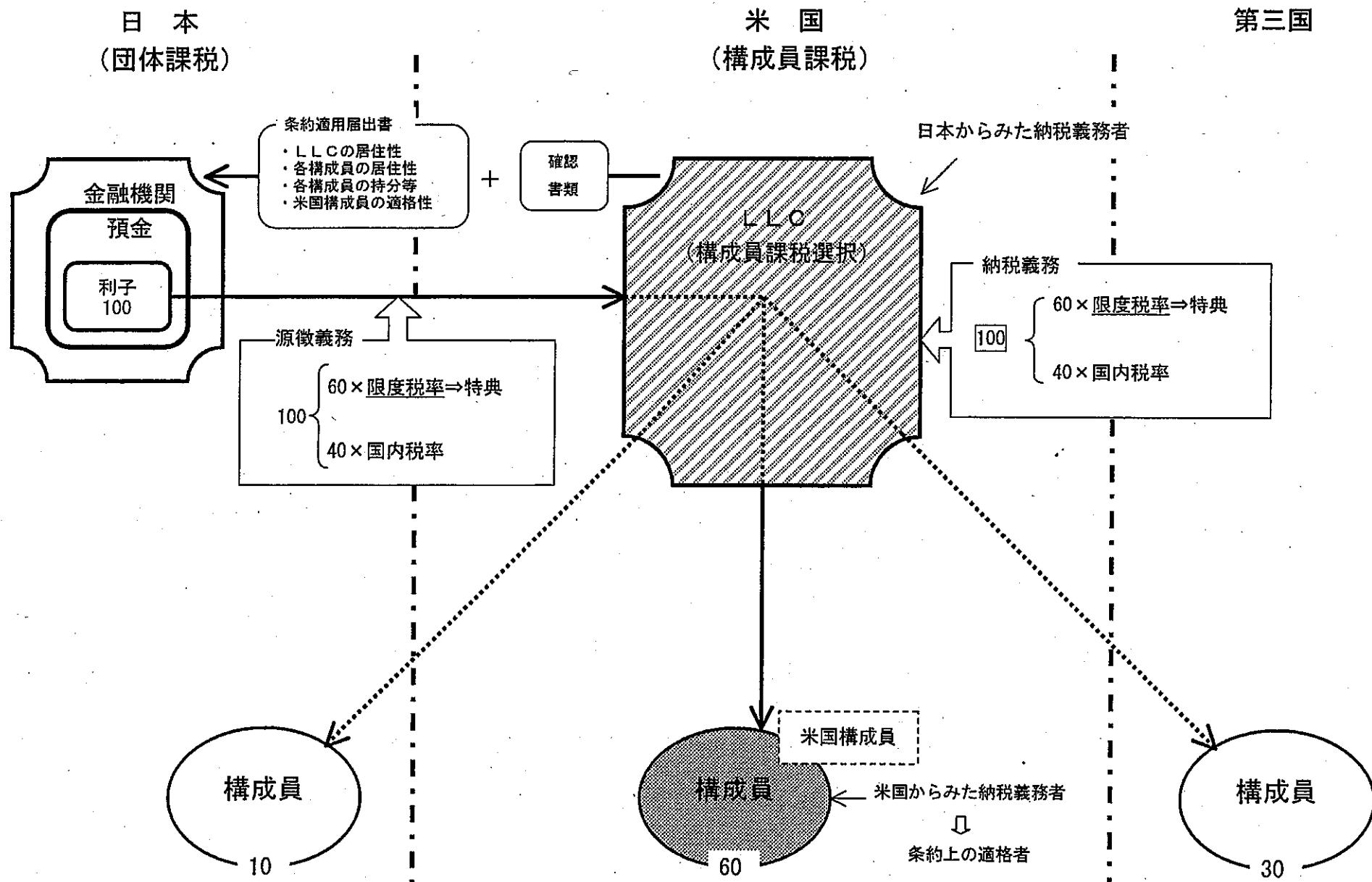
両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への対応

- 日米両国間で課税上の取扱いが異なる事業体が存在する。具体的には、米国のリミテッド・ライアビリティー・カンパニー（ＬＬＣ）、パートナーシップ（ＰＳ）等である。
- このような事業体を通じて稼得される所得に対して、税の減免といった条約の特典を適切に与えることにより、事業体を通じた投資の促進を図る。
- 新条約においては、このような事業体を通じて所得を稼得する場合における条約の特典に係る適用関係を明確にすることとしている。

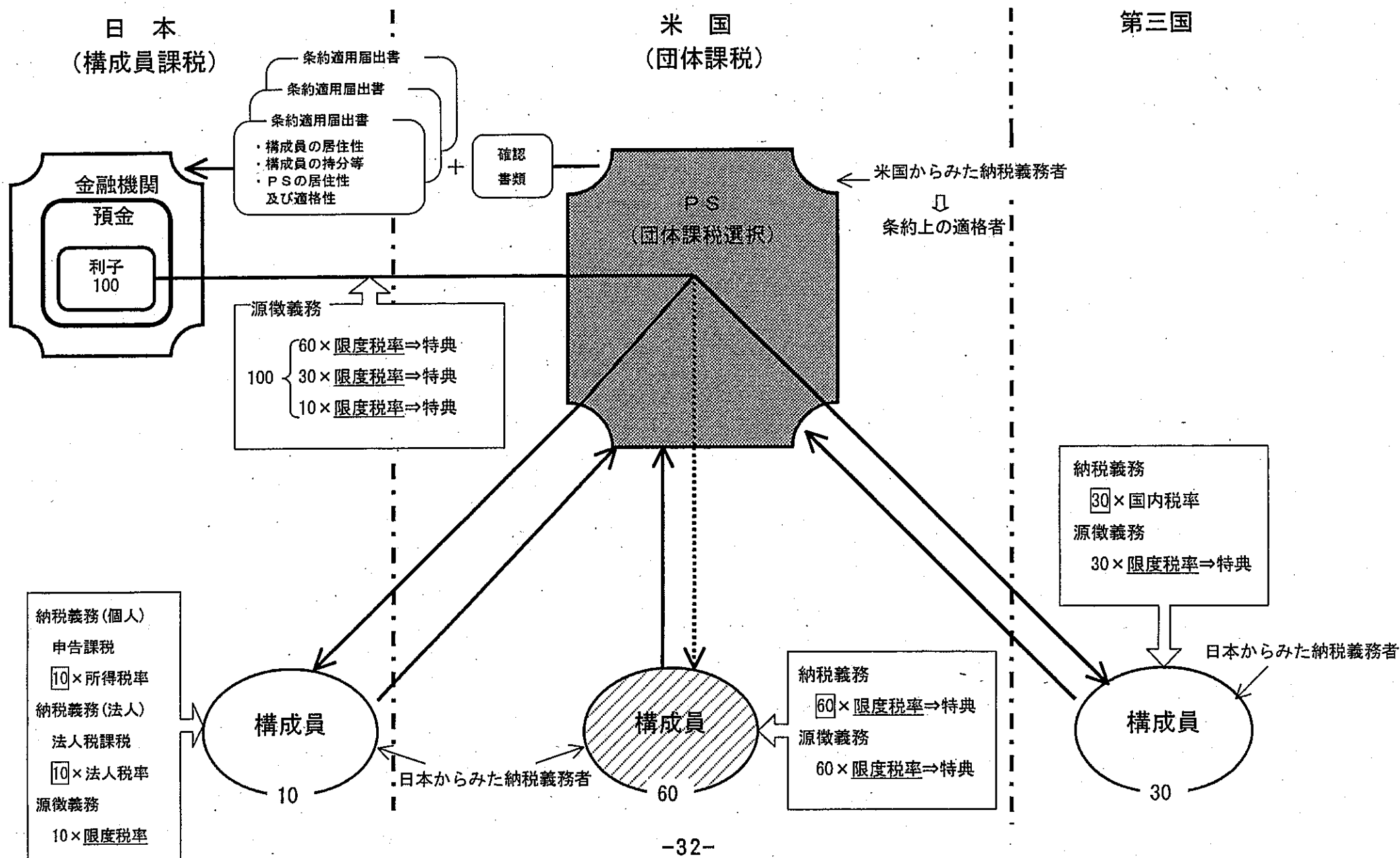
両国間で課税上の取扱いが異なる事業体（イメージ）



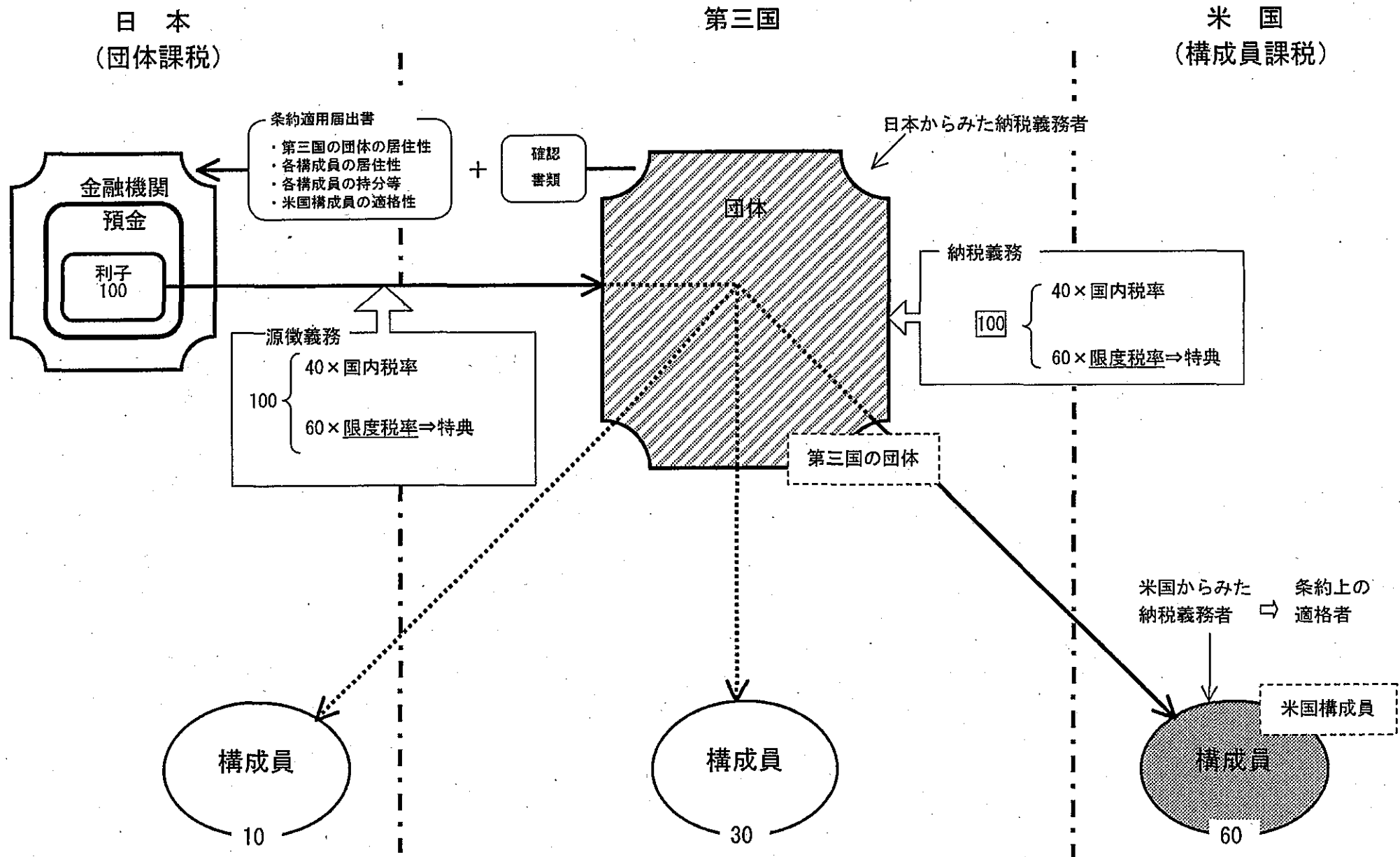
課税上の取扱いの異なる事業体の課税関係及び手続（イメージ1）



課税上の取扱いの異なる事業体の課税関係及び手続（イメージ2）



課税上の取扱いの異なる事業体の課税関係及び手続（イメージ3）



3. 日米租税条約の改正（租税回避防止の観点）

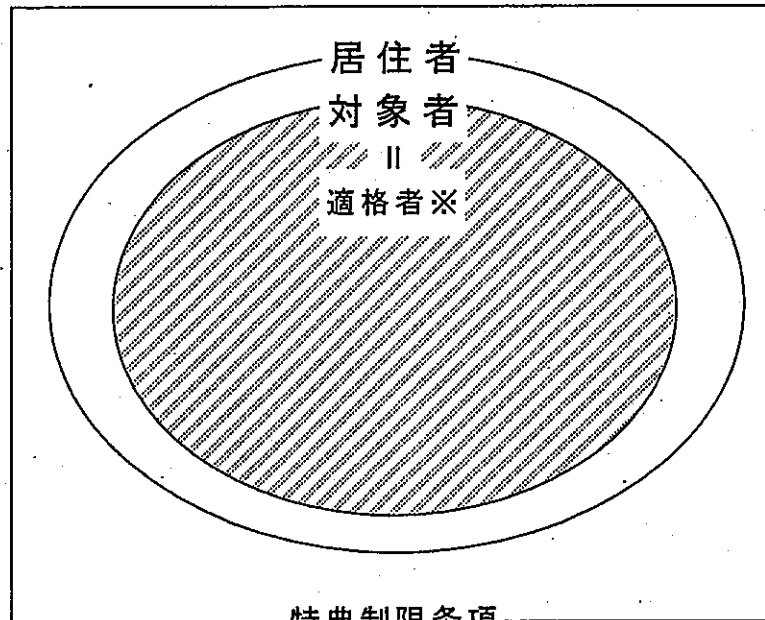
租税回避の防止のための特典制限条項

- 両締約国間の投資交流の促進の観点から、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減することは、一方で両締約国以外の者（第三国居住者）による条約の濫用のおそれが増大することになる。
- 近年米国を中心とした諸外国の租税条約に盛り込まれている特典制限条項は、条約の適用を受けようとする者の属性に着目し、適格な相手国の居住者に対して条約の特典を付与しようとするもの。
- 新条約においては、相手国の個人や一定の要件を満たす公開会社など所定の条件を満たす者に対して条約の特典を付与することとしている。

特典制限条項(イメージ)

日米新租税条約

条約の特典

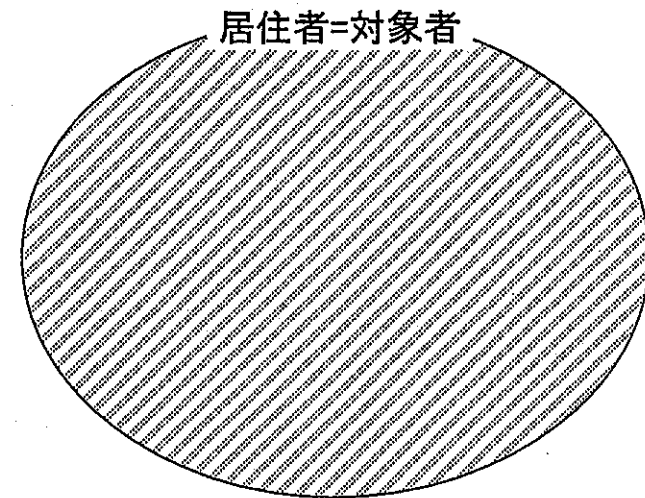


特典制限条項

- 投資所得の源泉地国課税の大幅な軽減 ⇒ 条約濫用のおそれが増大
 - ・配当に対する限度税率引下げ・免税
 - ・一定の金融機関等の受取利子の源泉地国免税
 - ・使用料の源泉地国免税
- 特典制限条項を含む租税条約 ⇒ 世界レベルでの条約濫用防止措置のネットワークの構築

従来の租税条約

条約の特典

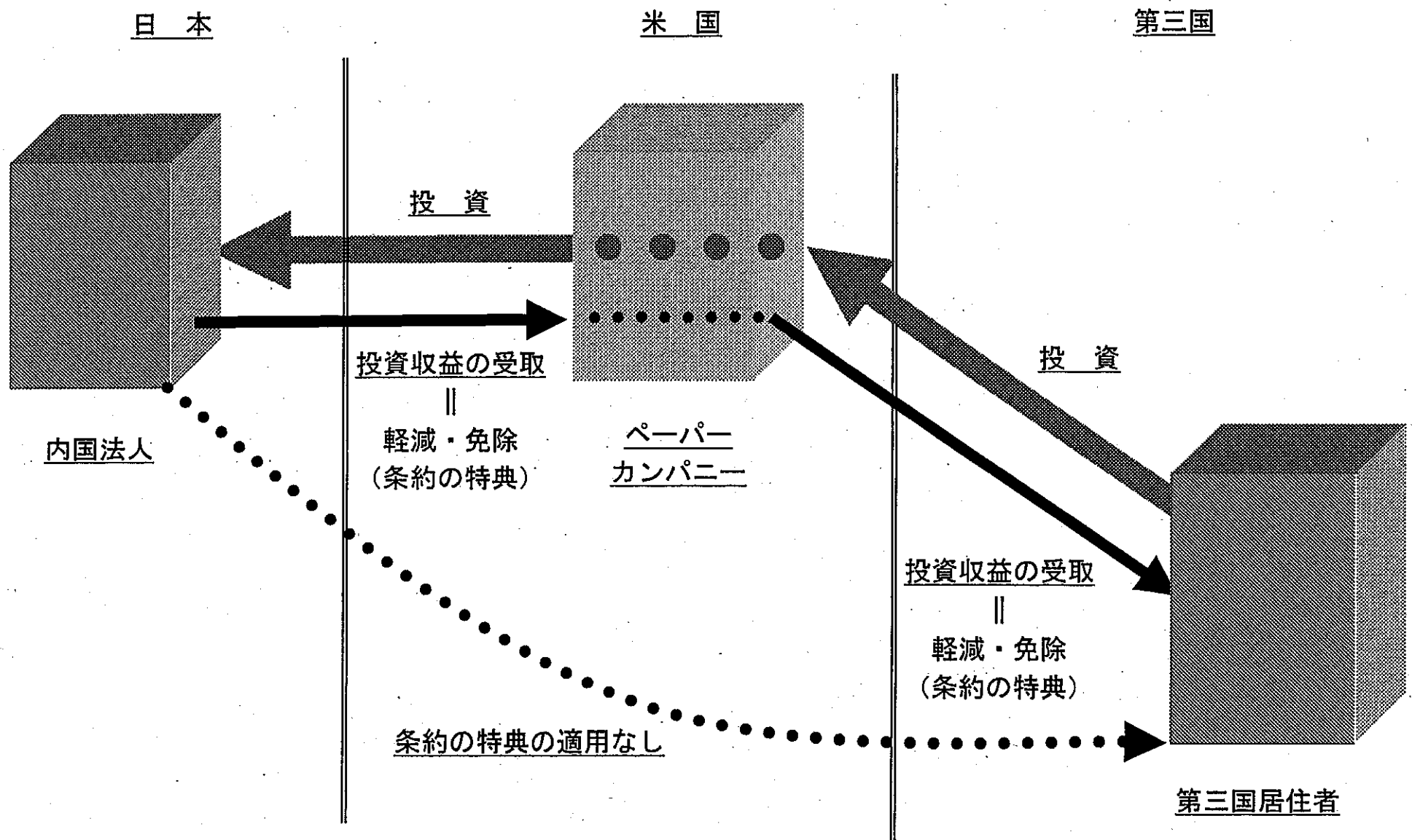


特典制限条項なし

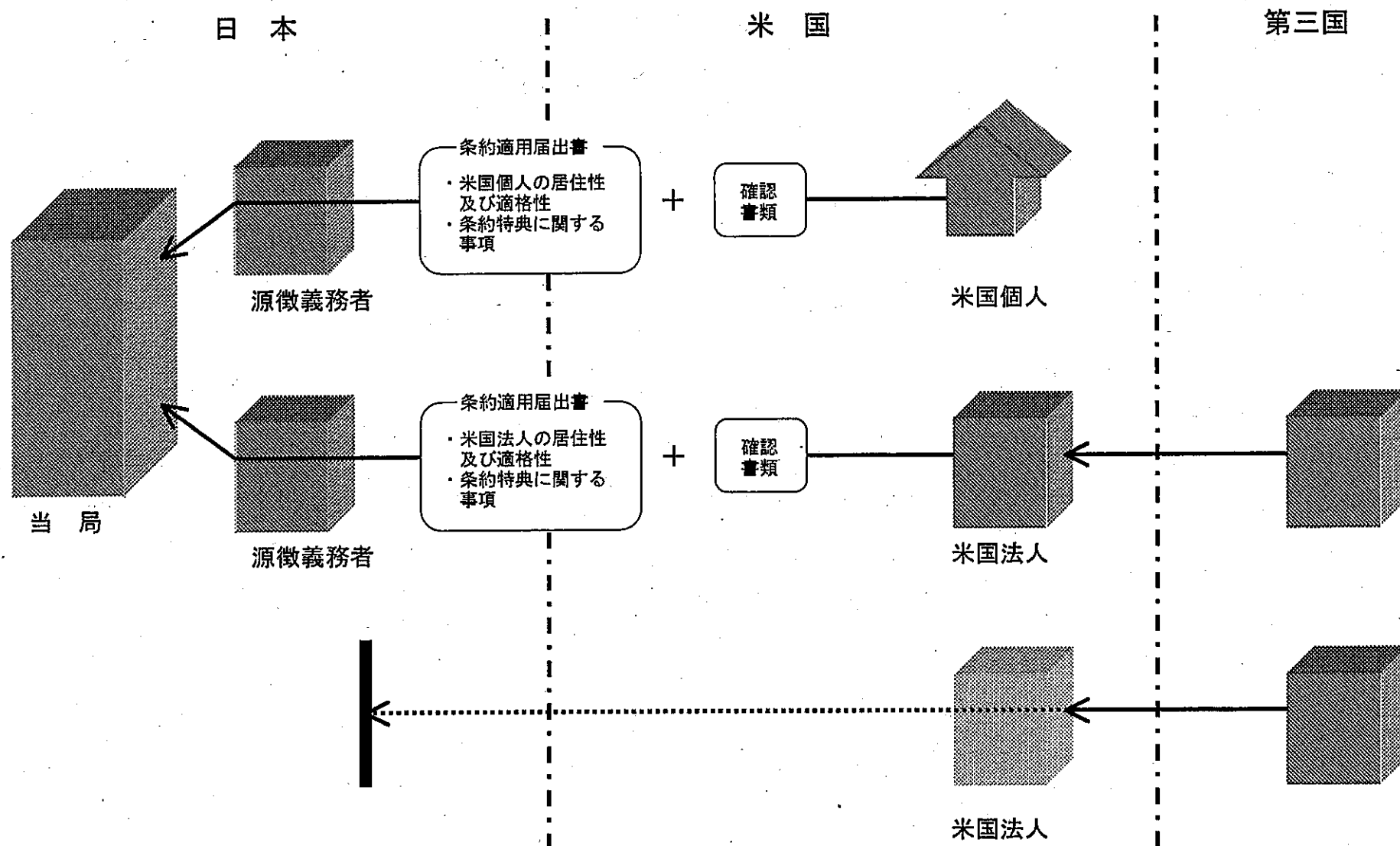
※ 適格者

個人、国、一定の公開会社、
一定の公益法人、一定の年金基金、
所定の要件を満たした法人その他の団体、
権限のある当局の認定を受けた者

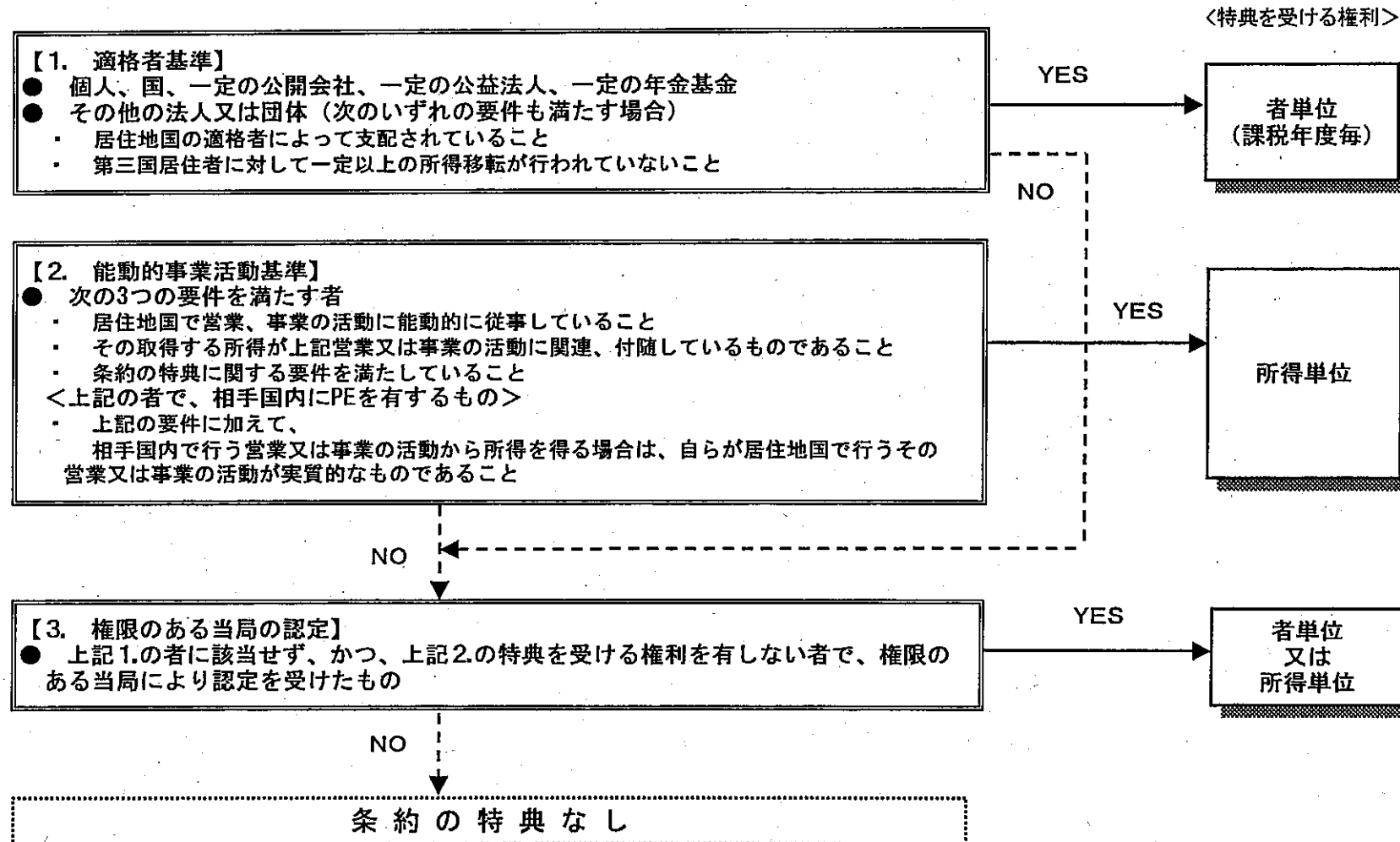
特典制限条項の適用（イメージ）



特典制限条項の手続（イメージ）



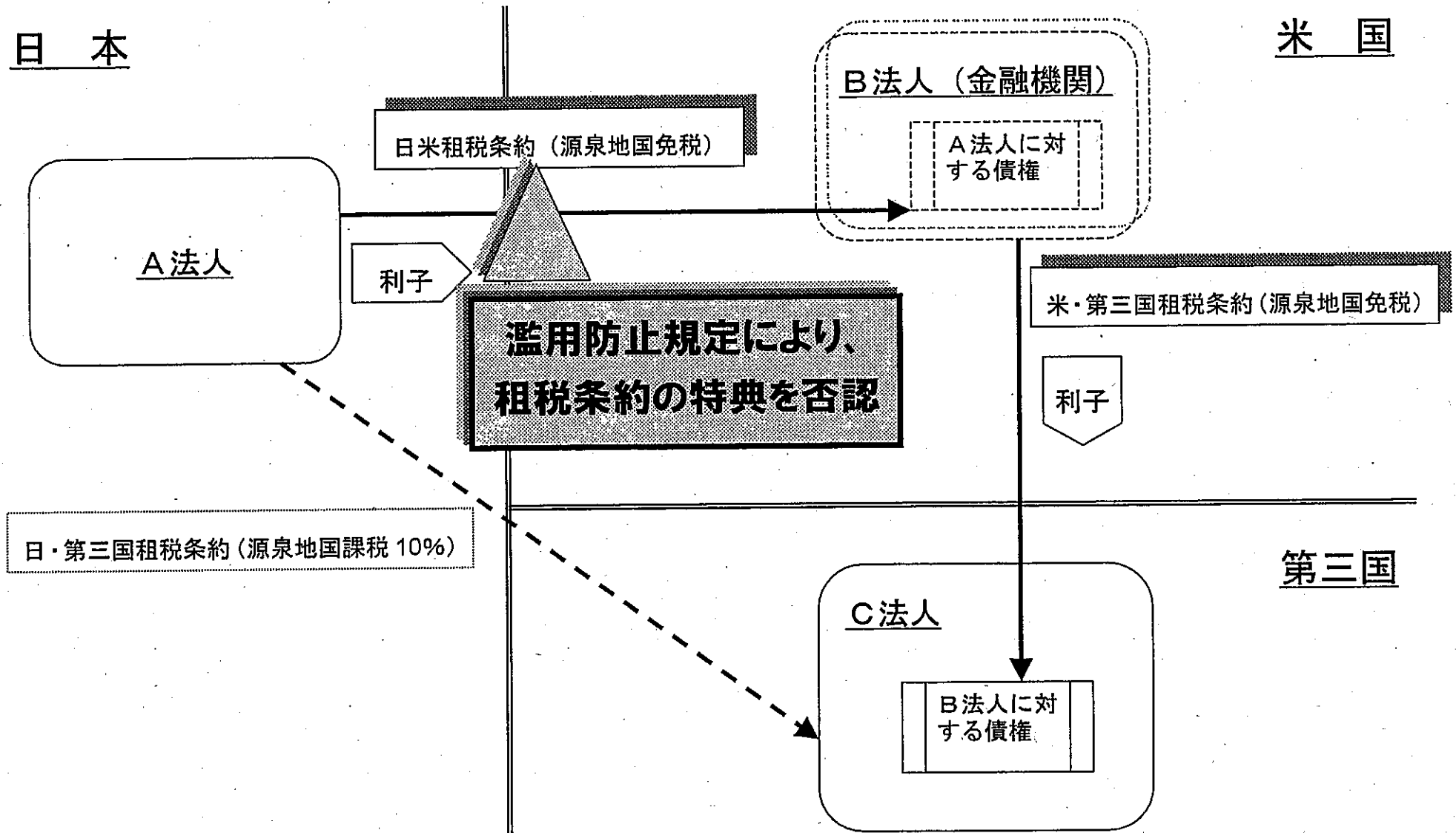
(参考) 日米新租税条約における特典制限条項の仕組み



濫 用 防 止 規 定

- 配当、利子、使用料及びその他の所得の各条項に新たに設けられたいわゆる濫用防止規定は、特典制限条項と相俟って、第三国居住者等の本来租税条約の適用（特典の付与）が予定されていない者による本条約の不正な利用を防止することを趣旨とするものである。
- 具体的には、特典制限条項が、本条約の適用を受けようとする者の属性に着目し、所定の要件を満たさない者に対しては、条約の特典を与えないこととしているのに対し、濫用防止規定は、取引の態様に着目し、その態様に応じて条約の特典を認めないこととするものである。
- 新条約は、条約の不正な利用を目的として行われる典型的な取引（いわゆる導管取引）について、条約の特典を認めないこととしている。

濫用防止規定（イメージ）



租税条約における特典制限条項及び濫用防止規定

- 租税条約ネットワークの拡充に伴い、両締約国以外の居住者による租税条約の濫用が問題となってきた。
- このような問題に対処するため、諸外国の締結した租税条約において、「特典制限条項」及び「濫用防止規定」が盛り込まれてきている。

(注) 租税条約の濫用防止に関する条項が盛り込まれている例

- 米・ドイツ 租税条約 (1989 年署名)
- 米・オランダ租税条約 (1992 年署名)
- 米・イギリス租税条約 (2001 年署名)
- ドイツ・UAE 租税条約 (1990 年署名)
- ドイツ・クウェート租税条約 (1999 年署名)
- バルバドス・ノルウェー租税条約 (1990 年署名)

(参考) OECD条約モデル・コメンタリーにおいても、租税条約の不当な利用への対処措置の例として、「特典制限条項」及び「濫用防止規定」が記載されている。

情報交換のための調査権限の創設

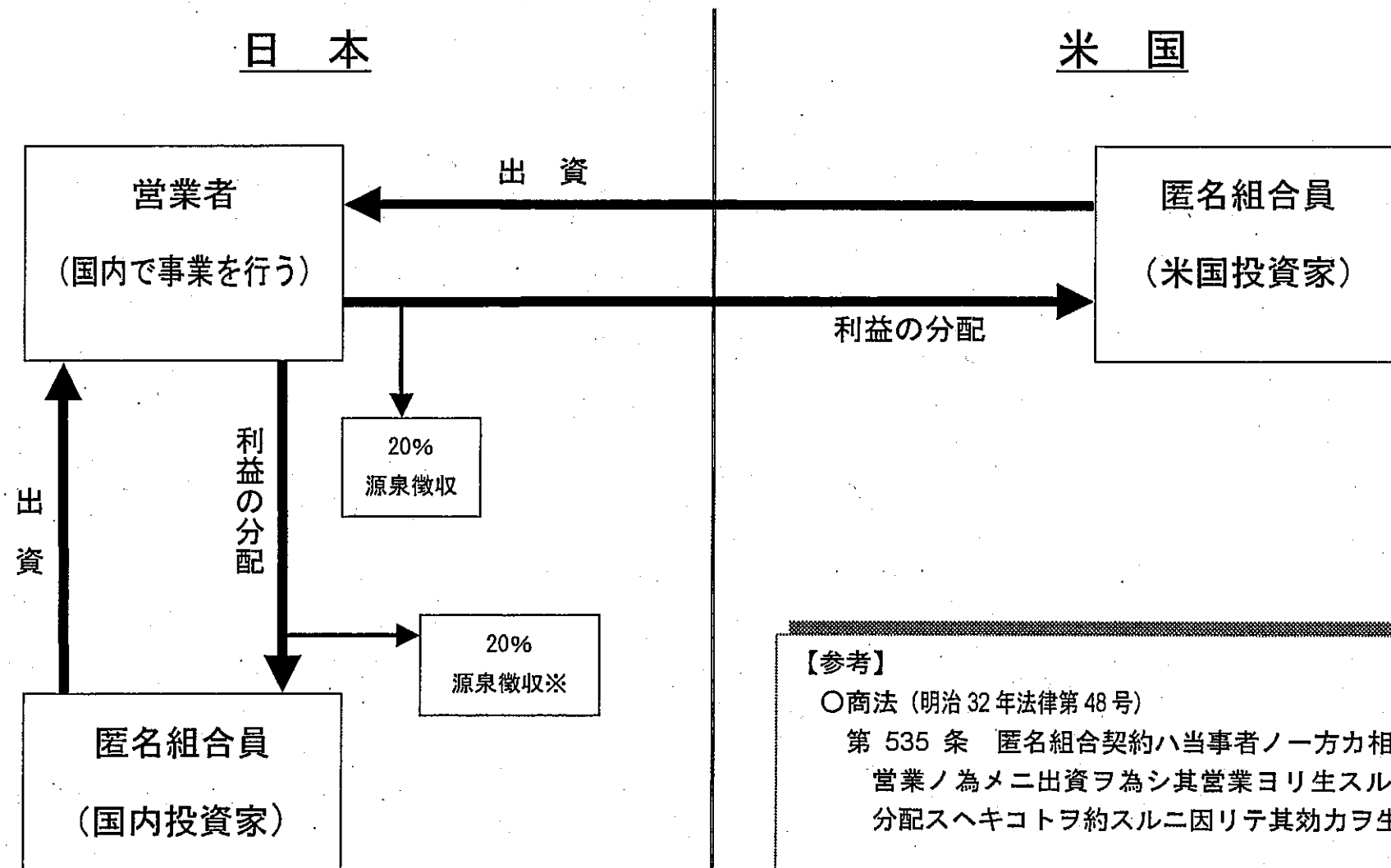
- 経済の国際化の進展を踏まえ、適正な課税を確保するために国外の情報を適切に収集することが不可欠であり、各国との間における情報交換の重要性は増している。
- 新条約は、情報交換の実効性を高めるため、各締約国に対し、自国の課税上の必要性の有無にかかわらず相手国のための情報収集が行えるよう必要な措置を講ずることを相互に義務付けることとしている。

【注】わが国は平成 15 年度税制改正の一環として行った租税条約実施特例法改正（新第 9 条の新設）により国内措置済み。

匿名組合契約を利用した租税回避行為の防止規定

- 匿名組合契約を利用した租税回避が日米間で生じないように、新条約においては、匿名組合契約に関連して米国において取得する所得及び匿名組合契約に基づいて日本において支払われる利益の分配については、日米両国において国内法令に従って課税を行うこととしている。

匿名組合契約に係る課税関係



【参考】

○商法 (明治 32 年法律第 48 号)

第 535 条 匿名組合契約ハ当事者ノ一方カ相手方ノ
営業ノ為メニ出資ヲ為シ其営業ヨリ生スル利益ヲ
分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

※10 名以上の匿名組合員と締結している匿名組合に係る利益の分配については 20% の税率により源泉徴収される。

4. 他国との租税条約等

わが国と主要国との間の租税条約における限度税率

		配当		利子	使用料
		(親子会社間)	(一般)		
アメリカ (新条約)	署名 2003 年 発効 未発効	免税 (持株割合 50%超)	10%	10% (金融機関等が受け取る利子は免税)	免税
		5% (持株割合 10%以上 50%以下)			
イギリス	署名 1969 年 発効 1970 年 ※最終改正 1980 年	10%	15%	10%	10%
イタリア	署名 1969 年 発効 1973 年 ※最終改正 1980 年	10%	15%	10%	10%
オランダ	署名 1970 年 発効 1970 年 ※最終改正 1992 年	5%	15%	10%	10%
カナダ	署名 1986 年 発効 1987 年 ※最終改正 1999 年	5%	15%	10%	10%
スイス	署名 1971 年 発効 1971 年 ※最終改正 1971 年	10%	15%	10%	10%
ドイツ	署名 1966 年 発効 1967 年 ※最終改正 1983 年	10%	15%	10%	10%
フランス	署名 1995 年 発効 1996 年	5% (適格居住者：免税)	15%	10%	10%

わが国と主なアジア諸国との間の租税条約における限度税率

		配当		利子	使用料
		(親子会社間)	(一般)		
【参考】 アメリカ (新条約)	署名 2003 年 発効 未発効	免税 (持株割合 50%超) 5 % (持株割合 10%以上 50%以下)	10 %	10 % (金融機関等が受け取る利子は免税)	免税
インド	署名 1960 年 発効 1960 年 ※最終改正 1989 年	15 %	15 %	15 % (銀行受取利子 10 %)	20 %
韓国	署名 1998 年 発効 1999 年	5 % (2003 年末まで 10 %)	15 %	10 %	10 %
シンガポール	署名 1994 年 発効 1995 年	5 % (シンガポール：非課税)	15 % (同左)	10 %	10 %
タイ	署名 1963 年 発効 1963 年 ※最終改正 1990 年	20 % (産業的事業を営む法人からの配当 15 %)	—	25 % (金融機関等の受取利子 10 %)	15 %
中国	署名 1983 年 発効 1984 年	10 %	10 %	10 %	10 %
フィリピン	署名 1980 年 発効 1980 年	10 %	25 % (創始企業からの配当 10 %)	15 % (公社債・創始企業からの利子 10 %)	25 % (映画フィルム 15%、創始企業からの使用料 10%)

みなし外国税額控除（タックス・スぺアリング・クレジット）の廃止・縮減

平成 15 年度における税制改革についての答申

－あるべき税制の構築に向けて－（抄）

「5. 国際課税（中略）

条約相手国において減免された税額について納付されたものとみなしてわが国の税額から控除するみなし外国税額控除については、開発途上国からの強い要請を受け、これらの国々の経済状況等も踏まえ、租税条約において特例的な取扱いとして認めているものである。しかしながら、課税の公平性や中立性の観点から、近年締結・改正した条約においては適用期限を付するなどできる限り見直し・縮減を図ってきている。一部の租税条約にある、適用期限の付されていないみなし外国税額控除についても、今後、条約改正の機会を捉えて廃止・縮減に努めるべきである。」

わが国の租税条約の締結状況

No.	国 名	みなし外税
1	パキスタン	○
2	オーストリア	
3	ニュージーランド	
4	ドイツ	
5	ブラジル	○
6	スリランカ	○
7	デンマーク	
8	ベルギー	
9	エジプト	
10	イギリス	
11	イタリア	
12	オーストラリア	
13	ザンビア	○
14	オランダ	
15	スイス	
16	アメリカ	
17	フィンランド	
18	アイルランド	○ ※
19	スペイン	○ ※
20	ルーマニア	
21	チェコ・スロバキア	
22	ハンガリー	

No.	国 名	みなし外税
23	フィリピン	○
24	ポーランド	
25	インドネシア	○ ※
26	スウェーデン	
27	中国	○
28	ソ連	
29	カナダ	
30	インド	○
31	タイ	
32	バングラデシュ	○
33	ブルガリア	○ (H13)
34	ノルウェー	
35	ルクセンブルグ	
36	イスラエル	
37	トルコ	○ (H16)
38	シンガポール	○ (H12)
39	フランス	
40	ベトナム	○ (H22)
41	メキシコ	○ (H17)
42	南アフリカ	
43	韓国	○ (H15)
44	マレーシア	○ (H18)

(注)

1. 国の順番は現行条約の締結順。
2. 旧チェコ・スロバキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
また、旧ソ連との条約においては、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、ゲルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、及びロシアにそれぞれ適用される。
更に、日英租税条約の原条約(37. 9. 4)が、フィジーに適用される。これにより55か国に条約の適用がある。
3. みなし外国税額控除は現在19の条約で規定している。なお、※印は、先方の国内法の改正により、事実上みなし外税の適用がないもの。(H)書きは、みなし外税の供与期限。

租税条約の今後のあり方について

世界主義（グローバリズム）から地域主義（リージョナリズム）、
二国間主義（バイラテラリズム）への動き

租税政策協調の模索

貿易自由化のための関税・貿易政策

WTO体制

+

FTAを含む経済連携強化の動き

投資拡大のための国際租税政策

租税条約ネットワークの構築

為替安定のための通貨政策

ブレトン・ウッズ体制

+

ユーロの創造、EIM・IMの進展

日本経済活性化のために、対内・対外
投資の促進によるビジネスチャンス
の拡大、雇用創出、競争促進

日米新租税条約において転換した条約締結ポリシーを
グローバルに展開